

井原市感染症対策リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に対応した市内の住環境と事業活動の維持向上を図るため、市内建築業者等を利用して住宅及び事業所のリフォームを行う者に対し、予算の範囲内において井原市感染症対策リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で事業を行う者で、個人事業主にあつては収入の2分の1以上が事業に係る収入であるものをいう。ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、その他本事業の目的に適さないと市長が認める者を除く。
- (2) 個人住宅 自己が所有し、かつ、居住の用に供する建築物をいう。
- (3) 事業所 事業者が自己所有し、かつ事業の用に供する建築物をいう。
- (4) 併用住宅 建築物内に個人住宅部分及び店舗、事務所又は賃貸住宅等（以下「非個人住宅」という。）の個人住宅以外の部分を有する建築物をいう。
- (5) 集合住宅 一つの建築物内に個人住宅及び非個人住宅の部分があり、それぞれが区分登記されており、かつ、個人住宅部分、非個人住宅部分及び玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (6) 住宅 個人住宅、併用住宅及び集合住宅をいう。
- (7) リフォーム 既存の住宅又は事業所の維持又は機能の向上のために行う改修、修繕、設備改善等の工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅のリフォームを行う者にあつては、本市に住民登録を有する者又は第5条に規定する補助対象工事の完了までに本市に住民登録を有することができる者とし、事業所のリフォームを行う者にあつては市内に事業所を有する者とする。
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認める者でないもの
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、補助対象者が所有し、自己の居住の用に供し、又は居住の用に供する予定の住宅とする。

2 集合住宅にあつては、補助対象者の専有部分のみを、併用住宅にあつては補助対象者の

居住の用に供する部分のみを補助対象とする。

3 前2項の規定に関わらず、賃貸住宅等の営利目的に供されている住宅を除く。

(補助対象事業所)

第5条 補助対象事業所は、補助対象者が所有し、自己の事業の用に供し、又は事業の用に供する予定の有人の事業所とする。

2 集合住宅にあつては、補助対象者の自己の事業の用に供する部分のみを、併用住宅にあつては補助対象者の自己の事業の用に供する部分のみを補助対象とする。

(補助対象工事)

第6条 補助対象となるリフォーム(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象住宅及び事業所の本体工事のうち別表に掲げるもので、次の各号のいずれの要件にも該当するものとする。

(1) 補助対象工事の施工業者が、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。ただし、施工業者が下請業者に工事を依頼する場合にあつては、補助対象工事に要する経費の50%以上の額を市内に事業所を有する業者が施工したことを証明できるものに限る。

(2) 補助対象工事に要する経費(消費税及び地方消費税を含まない。以下「補助対象経費」という。)が300,000円以上であること。

(3) 第10条第2項に規定する補助金の交付決定後に補助対象工事に着手すること。

(4) 令和5年2月15日までに補助対象工事を完了し、第13条に規定する実績報告書を提出することができること。

(補助対象経費)

第7条 補助対象経費は、補助対象工事を行うために必要な経費であつて、市長が適当と認めるものとする。

2 他の団体又は他の制度による市からの助成を受けている事業は、対象外とする。

(補助金額等)

第8条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の5分の1に相当する額以内とする。ただし、一申請につき200,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、一補助対象者について1回限りとする。ただし、補助対象住宅及び事業所をどちらも所有する者にあつては、それぞれの補助対象工事について1回ずつ補助金の交付を受けることを可とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、井原市感染症対策リフォーム補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事見積書(様式第2号)

(2) 補助対象工事を施工する箇所の写真及び図面

- (3) 住宅のリフォームを行う者にあつては住民票の写し、事業所のリフォームを行う者にあつては市内に事業所があることが確認できる書類（履歴事項全部証明書、開業届等）
- (4) 補助対象住宅及び事業所の所有者を特定できる書類（課税明細書、登記事項証明書等）
- (5) 事業所のリフォームを行う者のうち個人事業主にあつては、直近の確定申告書第一表の控（収受日付印が押印されていること。なお、電子申告による申告の場合は受信通知を添付すること。確定申告の義務がない場合は、住民税の申告書類の控で代替することができる。）
- (6) 市税完納証明書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（交付決定等）

第10条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付の決定を行い、井原市感染症対策リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付と決定したときは、井原市感染症対策リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第11条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助対象工事の内容を変更しようとするときは、速やかに井原市感染症対策リフォーム補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象工事を中止しようとするときは井原市感染症対策リフォーム補助金工事中止届出書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認及び変更交付決定）

第12条 市長は前条の変更内容を承認したときは、井原市感染症対策リフォーム補助金変更承認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の承認をする場合において、交付決定額に変更が生じたときは、第8条第1項ただし書の規定にかかわらず、第10条の補助金交付決定通知書の交付決定金額の範囲内において承認することとし、井原市感染症対策リフォーム補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

3 前条の中止届出書を市長が受理した場合は、交付決定通知書は効力を失うものとし、井原市感染症対策リフォーム補助金不交付決定通知書（様式第4号）を準用し、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象工事が完了後、令和5年2月15日までに井原市感染症対策リフォーム補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 請求明細書（様式第10号）
- (2) 補助対象工事の支払を証明できる書類（領収書の写し等）
- (3) 補助対象工事を実施した箇所の着工前及び完了後の写真

(4) 補助対象工事の施工業者が下請業者に工事を依頼した場合にあっては、補助対象工事に要する経費の50%以上の額を市内に事業所を有する業者が施工したことが証明できる書類（支払証明書又は領収書の写し）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受領したときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査等を行い、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、井原市感染症対策リフォーム補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、井原市感染症対策リフォーム補助金請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助事業者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、この補助事業により取得した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合には、事前に市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認した当該財産の処分により収入があったときは、補助事業者に対し、その全部又は一部を市に納付させることができる。

3 前2項の規定は、交付の決定及び交付額の確定を受けた年度の終了後から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間において適用する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定による失効前のこの要綱の規定により交付された補助金に係る第16条から第18条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第6条関係）

項 目	主たる目的	内 容
補助対象 工 事	接触の低減	固定式宅配ボックスの設置 カメラ付きインターホンの設置 洗面台、シンクのレバーハンドル化・自動水栓化 自動点灯機能の照明器具への取替え ドアノブのレバーハンドル化（ドアごとの交換も可） 自動解除機能付きの玄関ドアへの取替 その他接触の低減が目的のもの
	換気、通風の促進	換気のできる建具への取替（通風機能付き玄関ドア、ガラリ付き建具等） 換気機能を有する空調機の設置 換気用の窓の増設 網戸の設置 その他換気、通風の促進が目的のもの
	手洗い環境の整備 や抗菌・除菌化等 の衛生上の配慮	手洗い器の増設 抗菌機能を有する壁紙や床材への変更（塗布や加工のみは除く） 抗菌・抗ウイルス仕様の手すりの設置 自動洗浄機能付きのトイレへの取替 その他手洗い環境の整備や抗菌・除菌化等の衛生上の配慮が目的のもの